

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
 裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十一日

広島県収用委員会

- 一 起業者
 広島県
- 二 事業の種類
 県道東広島本郷忠海線改築工事
- 三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）	
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）		
三原市小泉町字平家山	甲四二三番 二	保安林		四八四七二		一四六八・七一	
		保安林	私道				八一・二二
		保安林	保安林				
		保安林	保安林				二九〇・〇二

四 土地所有者の氏名及び住所
 （持分二三分の一原田完相続人分）

土地所有者不明
 ただし、判明している相続人

- 松野 三佳 東京都西東京市田無町四丁目二一番八―四〇一号
- 牧 薫侃 東京都小平市小川西町五丁目三二番三二号
- 相原 君子 広島県呉市仁方本町一丁目二五番一五号
- 相原 準一郎 広島県呉市仁方本町一丁目二五番一五号
- 相原 進次郎 広島県呉市仁方本町一丁目二番二一号
- 大下 尚子 広島県広島市東区牛田新町四丁目一番二―二〇二号

土地所有者不明

ただし、

谷重 哲夫 奈良県磯城郡川西町大字結崎六一七番地の一一

谷重 千代年 兵庫県尼崎市武庫之荘東二丁目一八番二号

浅海 鈴恵 愛媛県今治市上浦町瀬戸二一六四番地

山根 弘美 滋賀県蒲生郡日野町大字上野田一六一番地七

越智 輝章 大阪府大阪市西成区太子一丁目一番一四号大阪救霊会館内

越智 達憲 愛知県名古屋市中村区二ツ橋町三丁目四六番地(十津川荘一号)

金子 房子 愛媛県今治市上浦町盛二七二七番地

のうち全員又は一部の者(各人の持分不明)

(持分二三分の一松本嘉四郎相続人)

持分二二五一九三六〇〇分の七七七六〇〇

黒瀬 笑子 広島県福山市高美台八番一一号

持分二二五一九三六〇〇分の三八八八〇〇

松本 敏行 沖縄県うるま市石川東恩納七〇四番地富眞マンション一〇一号

(持分二三分の一原田虎造相続人分)

土地所有者不明

ただし、判明している相続人

原田 長助 住所不明

實藤 為吉 住所不明

(持分二三分の一角庫助相続人)

持分二二五一九三六〇〇分の六八〇四〇〇

角 和久 Palladia Apartments 2872 North West Moda Way, Apartment #1018

Hillsboro, OR 97124, Oregon, U.S.A

(持分二三分の一大島米藏相続人)

持分二二五一九三六〇〇分の四五三六〇〇

大島 和則 広島県広島市安芸区中野五丁目一七番二一号

(持分二三分の一吉原善助相続人)

持分二二五一九三六〇〇分の九〇七二〇〇

吉原 稔雄 群馬県高崎市新町一二三六番地八県営一八号

(持分二三分の一新崎助八相続人)

持分一二五一九三六〇〇分の一五一一二〇〇

新崎 日出夫 広島県三原市本郷町本郷四七七四番地一

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手續開始を決定した日

平成二十年十一月二十五日